

令和7年度
区長会特別要望事項回答

小牧市

《目 次》

- 要望事項 1 工事申請の進捗状況の確認について (道路課) 1 ページ
- 要望事項 2 男女共同参画普及員のあり方の見直しについて
(多世代交流プラザ) 3 ページ

1. 工事申請の進捗状況の確認について

道路や河川、公園等の補修や草刈等における地元要望については、区長からの工事申請に基づいて検討・実施されている。軽微な内容であれば迅速に処理されるが、国や県との調整が必要な案件や規模の比較的大きい案件の場合、実施の可否決定まで長期を要することも少なくない。

提出した工事申請に対しては、個別に工事決定通知などの進捗が通知されるわけではなく、申請の結果や進捗状況の確認をするためには逐次担当課へ問合せしなければならない。区によっては年間十数件工事申請せざるを得ない場合もあり、一件一件の進捗を確認するだけでも容易なことではない。

工事申請の提出は、地域と行政とのパイプ役である区長の主業務のひとつであり、例年申請件数は膨大な数となっていると聞く（R6年度:759件、R5年度:802件）。区長会要望事項においても毎年数多くの道路や河川関係の要望が挙げられており、これまでも「工事申請後の見える化」については何度も要望していることから、区長の関心を集め続けている。

「結ネット」の導入など、デジタルの活用による区長事務の効率化を図り、区長の担い手の裾野拡大を目指す中、工事申請についても、申請の簡素化やデジタル化を進め、進捗状況などの結果についてもインターネット上でいつでも確認できるようにすることを要望する。

(回答)

区長から提出される工事申請書については、道路や河川に関する案件が多いため、道路課で一括して受け付けています。受付後は申請内容に応じて関係各課へ振り分け、各担当課から区長へ速やかに回答が届くよう調整しています。毎年約800件の申請が寄せられており、申請書を正確に記録・保管するとともに、組織内で情報を共有しながら適切に対応することで、市政への信頼向上に努めています。

しかしながら、申請は緊急対応を要する事案から、道路や河川の整備・改修などのインフラ整備まで多岐にわたり、現状は電話や現地立会による回答が中心であるため、対応履歴や進捗などの体系的な管理が十分ではなく、過年度から継続している要望を含めた進捗などを区長が把握しにくい状況であることは認識しています。

このため、お地元からの要望である工事申請書への対応が一方通行にならないよう、区長との情報共有を円滑化し、迅速に対応できる体制を整えることが不可欠であり、デジタル化を推進できる仕組みを構築する必要があると考えています。

現在は他自治体の事例を参考に、工事申請の受付から処理完了までの一連の流れをデジタル化し、区長が適宜確認できるよう進捗状況を可視化する管理システムを令和8年度から運用できるよう整備を進めております。今後も申請を一元管理して可視化することで各担当課の役割分担が明確になり、行政の透明性と信頼性を高めるとともに、区長事務の負担軽減を図っていきます。

2. 男女共同参画普及員のあり方の見直しについて

平成 19 年度から毎年、各区より男女共同参画普及員を選出し、地域でのイベント開催や会合での話題提供などにより男女共同参画に対する正しい認識や理解が深められるよう啓発活動を続け、当初目指した「性の区別の解消」に関する認識も地域住民の中に浸透してきた。

しかし、男女共同参画は区（自治会）・老人会・子供会など旧来の地縁団体の活動のみならず、小学校区で活動する「地域協議会」や地縁によらず個々の課題や目的を共有する市民団体・ボランティア団体など、多種多様な団体活動においても普及していく必要があると感じており、地域における男女共同参画の普及員のあり方については再考の時期にあると考える。

これまでの区（自治会）より選出する普及員という形態にこだわることなく、多角的な手法で市全体の男女共同参画を普及し、性別にかかわらず誰もが活躍できる社会の実現に取り組まれるよう要望する。

(回答)

区長会のご協力のおかげで普及員の数も年々増加し、男女共同参画の啓発も進んできております。

普及員制度発足以降、16年以上が経過し、性に対する認識も「男女の区別なく」という観点から「男女問わず多様な性を認め合う」など、社会における認識も大きく変化しつつあります。

普及員の委嘱については、今回いただいたご要望を踏まえ、令和8年度からは各区からの推薦ではなく、公募により選定していく形をとることとします。

各区長の皆様におかれましては、区内での回覧など、引き続き男女共同参画事業の啓発にご協力を賜りますようお願いいたします。